

別紙(「恵庭市いじめ防止基本方針」の改定)R7.4

	改定前	改定後
表紙	恵庭市教育委員会 (令和5年12月改定)	恵庭市・恵庭市教育委員会 (最終改定令和7年4月)
はじめに	令和5年12月 恵庭市教育委員会教育長 岩渕 隆	削除 削除
目次	3 市長による再調査及び措置 (1)恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置 (2)再調査の結果を踏まえた措置等	(1)市長による再調査の判断 (2)恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置 (3)市長による再調査が必要ないと判断した場合 (4)再調査の結果を踏まえた措置等 4 調査結果を踏まえた教育委員会の対応等 (1)市長が最長の必要がないと判断した場合 (2)調査報告書で提言された再発防止策の実施
第3章重大事態への対処	3 市長による再調査及び措置 (1)恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置	(1)市長による再調査の判断 教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、再調査が必要かどうかを判断する。 なお、再調査が必要かどうかを判断する際、いじめ問題調査委員会の調査結果に疑義が生じた場合は、さらに詳しい説明を教育委員会に求めることができる。 (2)恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置

	<p><u>教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要があると認める場合は、(以下、省略)</u></p> <p><u>(2)再調査の結果を踏まえた措置等</u> 市長は、再調査を行ったときは、(以下、省略)</p>	<p><u>教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、再調査の必要があると認める場合は、(以下、省略)</u></p> <p><u>(3)市長による再調査が必要ないと判断した場合</u> 市長は、いじめの未然防止を図るために、いじめ問題調査委員会の提言を踏まえいじめの防止等に真摯に取り組むよう教育委員会へ通知を行う。</p> <p><u>(4)再調査の結果を踏まえた措置等</u> 市長は、再調査委員会による再調査を行ったときは、(以下、省略)</p> <p><u>4 調査結果を踏まえた教育委員会の対応等</u></p> <p><u>(1)市長が再調査の必要がないと判断した場合</u> 教育委員会は、市議会へ調査結果の報告を行う。</p> <p><u>(2)調査報告書で提言された再発防止策の実施</u> 教育委員会は、学校に対し、調査報告書で提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組むよう指導を行ない、学校の再発防止の取組の進捗管理や検証を行う。</p>
フローネ	<p>○重大事態の報告</p> <p>○重大事態の調査</p>	<p>重大事態対応フロー図(差し替え)</p> <p>※5、※6を追加</p>